

2022 春季生活闘争総決起集会アピール(案)

私たちの未来を変えることができるのは、私たち自身である。

コロナ禍は未だ収束を見ないが、20 年以上にわたる賃金水準の低迷や不安定雇用の増大、中間層の縮小など、傷んだくらしと雇用、そして労働条件をこれ以上放置することはできない。

この状況を打破するためには、経済成長や企業業績の後追いではなく、経済・社会の活力の原動力となる「人への投資」こそ必要である。すなわち、賃上げと働き方の改善によって働く者の能力・意欲の向上と所得増をはかり、消費拡大を通じて経済の好循環を実現することで希望ある未来をつくる、「未来づくり春闘」である。

今こそ、私たち労働組合の出番である。すべての労働組合が要求し交渉することこそが、労働組合のない職場も含めすべての働く者の雇用・労働条件を引き上げ、栃木県内はもとより、社会全体の未来をより良いものにする。まさに「みんなの春闘」がいま、必要とされている。

「未来をつくる。みんなでつくる。」を合言葉に、「働くことを軸とする安心社会」に向けて舵を切ろう！

連合栃木は、構成組織、地域協議会、すべての働く仲間とともに、最後まで闘い抜くことをここに宣言する。

2022 年 2 月 5 日
連合栃木「2022 春季生活闘争総決起集会」

連合栃木 2022 最低賃金取り組みアピール(案)

新型コロナウイルス感染症による経済・社会への影響が残る中、2021年度の栃木県最低賃金は、28円引上げられ「882円」となった。しかし、当該水準では年間2,000時間働いても年収200万円に満たず、すべての働く者のセーフティネットとして不十分である。地域別最低賃金は、最低賃金法第1条に規定する生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準への引上げと地域間格差の是正に向け、「誰もが時給1,000円」到達を目標に引き続き取り組まなければならない。

賃金は、労働者にとって生活の糧であり、労働条件の中で最も重要かつ根源的なものであることから、雇用形態の違いや国籍の違い等を理由に労働者を低賃金で雇用することは許されない。どこで働いていても、どのような就労形態であろうとも、賃金は少なくとも生活できる水準を確保した上で、働きの価値に見合った水準であるべきである。

連合は2022春闘方針として、7年連続でベースアップと定期昇給を合わせて4%程度の賃上げをめざす。また、雇用形態や組合員か否かにかかわらず適用される「企業内最低賃金」は「時給1,150円以上」を目指すことも決めた。

企業内最低賃金は、職場で働く仲間の労働条件を「底支え」するのみならず、産業・企業の存続と発展の基盤を築くものである。しかし、連合加盟の組合の企業内最低賃金協定の締結割合は54.3%にとどまっている。

この重みを認識し、すべての労働組合は社会的責任として企業内最低賃金協定の締結と協定額の引き上げに取り組まなければならない。

連合が掲げる「働くことを軸とする安心社会ーまもる・つなぐ・創り出すー」の実現のため、最低賃金引き上げに連合栃木全体で取り組んでいこう。

2022年2月5日

連合栃木「2022 春季生活闘争総決起集会」